## はかりの法定検査受検について

取引・証明で使用するはかりは、その精度を確保するため、計量法に基づき、2年に1回、 宮崎市(同市域外の事業所は県)が行う「定期検査」、または、計量士が行う「代検査」を 受けなければなりません。

# 取引・証明とは?

取引 商品を販売する際に計量器で計量した内容量に応じて料金を徴収することなど

証明 計量器で計量した重量を、記録紙や証明書、料金の請求書等に記載し、開示することなど

#### ≪取引・証明の一例≫

- 1 商店、スーパー等で計量販売をするための計量
- 2 病院、学校、幼稚園、保育所(園)、福祉施設等での健康診断のための計量(体重 測定)
- 3 宅配便の受付・取次所等で重量により料金を算定するための計量
- 4 薬局、病院で薬の調剤のための計量





○取引・証明で使用するはかりは、検定証印または基準適合証印のあるはかりをご使用ください。





検定証印 基準適合証印

※家庭用計量器は、取引・証明 には使用できませんので、ご 注意ください。



○検査に合格したはかりには、合格証が貼付されます。

ただし、新しく購入されたはかり等は、検査が免除される場合があります。

1年以内に購入(修理)されたはかりを使用している方は、検定証印等付近の年月をご確認いただき、産業政策課(0985-21-1792)までお問い合わせください。

○宮崎市の定期検査は、検査区域を次のとおりに分けて実施しています。

**奇数年** 宮崎市内の大淀川以南(ただし高岡町は全域)に所在する事業所

偶数年 宮崎市内の大淀川以北(ただし高岡町域を除く)に所在する事業所

※計量法第 173 条では、定期検査の規定(計量法第 19 条)に違反した者は、「50 万円以下の罰金に処する」とあり、さらに法第 172 条では、使用の制限(法第 16 条)に違反した者は「6ヶ月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処する」と規定されています。計量法を遵守し適正な計量を行いましょう。

#### 宮崎市が実施する定期検査

宮崎市では、検査区域を次のとおりに分けて定期検査を実施しています。

奇数年…宮崎市内の大淀川以南(ただし高岡町は全域)に所在する事業所

偶数年…宮崎市内の大淀川以北(ただし高岡町域を除く)に所在する事業所

別紙**「令和6年度特定計量器定期検査日程表」**をご確認いただき、検査会場へはかりを持ち込み、受検してください。

宮崎市手数料条例に規定のとおり検査手数料を徴収します。つり銭がなるべく出ないように、ご協力をお願いいたします。

#### 定期検査に代わる計量士による検査(代検査)

この代検査の制度は、国家資格を有する計量士が、宮崎市に代わって検査を行うものです。 計量士による検査を行い、その旨を宮崎市に届け出た場合は、宮崎市の定期検査が免除されます。(代検査を受けた場合は、計量士から宮崎市に報告があります。)

計量士による検査には、次のようなメリットがあります。

- はかりを使用している場所で検査を行いますので、検査会場まではかりを運搬する手間 が省け、運搬による破損等が防げます。
- はかりの保守管理の方法や計量方法に関する指導が受けられます。
- 計量士と受検日を調整のうえ、受検者の都合の良い日時に受けることができます。

### 宮崎市届出代検査計量士名簿(順不同)

計量士名	住 所	電話番号
大坪 正史	宮崎市稗原町95街区7-1	0985-26-3901
石川 恵史	宮崎市江南1丁目25-11	0985-52-0124
西川 健一	都城市平江町46番地7号	0986-24-8460
外山 響	都城市平江町46番地7号	0986-24-8460
辻村 雄一	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
辻村 雄太郎	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
辻村 健太	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
名村 一郎	延岡市愛宕町1丁目4番地6号	0982-32-3054
坂元 一光	鹿児島県姶良市脇元1927-4	0995-70-6201
小田 剛	鹿児島県鹿児島市石谷町4830-3	099-293-5525

※代検査の申し込み、手数料等については、各計量士へお問い合わせください。